

法務省矯総第3257号

平成18年5月23日

矯正管区長 殿
行刑施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

刑事施設の参観に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、刑事施設の参観に関する訓令（平成18年法務省矯総訓第3256号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成8年3月1日付け法務省矯総第335号当職通達「参観の取扱いについて」、平成16年3月29日付け法務省矯総第1145号当職通達「広報を目的とする施設見学の実施について」及び平成16年3月29日付け法務省矯総第1146号当局総務課長通知「「広報を目的とする施設見学の実施について」の運用について」は、廃止します。

記

- 1 参観の機会の提供（訓令第2条関係） 参観の機会を積極的に提供するため、次の事項に留意すること。
 - (1) 刑事施設の長は、毎年1回以上、適宜の方法により参観希望者を募集すること。
 - (2) 参観の問い合わせ等に対し、必要な情報を提供すること。
- 2 留意事項の告知（訓令第5条関係） 留意事項は、おおむね次の事項を告知するものとする。
 - (1) 刑事施設の職員の誘導及び指示に従うこと。

- (2) 刑事施設の長の許可なく、たばこ、ライターその他の刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある物品を刑事施設内に持ち込む行為をしてはならないこと。
- (3) 刑事施設の長の許可なく、カメラ、ビデオカメラ、録音機、携帯電話その他それに類する物品を携帯し、又は使用してはならないこと。
- (4) 刑事施設の長の許可なく、被収容者と会話し、又は物品を授受してはならないこと。
- (5) 大声、騒音、被収容者の心情を害する発言、特異な服装その他の被収容者の処遇の適切な実施又はその安全かつ平穏な共同生活に支障を生じるおそれのある言動等をしてはならないこと。
- (6) 参観に際しては、酒気を帯びてはならないこと。

3 参観の方法（訓令第6条関係） 参観の方法を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 受刑者以外の被収容者が収容されている場所は、原則として参観を許さないこと。
- (2) 入浴、身体の検査その他の参観者に見られることにより被収容者のしゅう恥心を著しく害するおそれがある場面については、原則として参観を許さないこと。
- (3) 参観者と性別が異なる被収容者が収容されている場所の参観を許すときは、できる限り、被収容者のしゅう恥心を害することがないようにすること。
- (4) 参観の目的を阻害しない場合には、被収容者が現に所在しない場所に限りて参観を許すなど、できる限り、被収容者のプライバシーを害することがないようにすること。